

審 査 基 準
(文化遺産国際協力拠点交流事業)

I 審査方法

企画提案書に基づき、文化庁に設置された文化遺産保護国際貢献事業審査委員会において書類選考を実施する。また、必要に応じて面接選考を実施する。なお、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。文化遺産保護国際貢献事業審査委員会の各委員は、IVに示す評価項目ごとに、Vに示す評価基準に基づき点数化し、各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。5段階評価による評価項目については2点を最低平均評価点とし、これを下回るものは採択しない。なお、評価点に加え、審査委員からのコメントも踏まえることとする。

III 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の得点合計が最も高い者又は一定の条件を満たす者に決定する。

IV 評価項目

1. 事業実施主体に関する評価

- ①事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ②事業実施に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。
- ③事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有し、十分な業務管理能力を有していること。
- ④仕様書に記す拠点及び必要に応じてその他の関係機関と連絡調整を取り、事業を適切に実施することが可能であること。

2. 事業内容に関する評価

- ①提案内容が、本事業の趣旨・目的に沿ったものであり、かつ、実現性・妥当性があること。
- ②前年度に文化遺産国際協力拠点交流事業の受託実績がある事業については、それまでの活動実績及び成果が示され、それらを踏まえ、発展的な提案内容が示されていること。新規提案の場合は、中心となる実施担当者のこれまでの活動実績及び成果が示され、それらを踏まえた発展的な提案内容が示されていること。
- ③事業推進の方法、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ④提案内容に対して、コスト削減への取組が図られ、妥当な経費が示されていること。

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画

局長の認定等相当確認を有していること。

V 評価基準

1. 評価項目の「1. 事業実施主体に関する評価」及び「2. 事業内容に関する評価」については以下の5段階評価にて採点を行う。

| | | |
|------------|----------|-------|
| 大変優れている＝5点 | 優れている＝4点 | 普通＝3点 |
| やや劣っている＝2点 | 劣っている＝1点 | |

2. 評価項目の「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.5点
- ・認定段階3＝2点
- ・プラチナえるぼし認定＝3点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.5点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1点
- ・トライくるみん認定＝1.5点
- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝1.5点
- ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝1.5点
- ・プラチナくるみん認定＝3点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝2点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

| 評価項目 | 点数 | 評価基準 | | | | |
|------|----|--|-------|----|---------|-------|
| | | 大変優れている | 優れている | 普通 | やや劣っている | 劣っている |
| 1-① | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 1-② | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 1-③ | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 1-④ | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 2-① | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 2-② | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 2-③ | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 2-④ | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 3 | 3 | <p>以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。</p> <p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.5点 ・認定段階3＝2点 ・プラチナえるぼし認定＝3点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.5点 <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1点 ・トライくるみん認定＝1.5点 ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝1.5点 ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝1.5点 ・プラチナくるみん認定＝3点 <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定＝2点 <p>○上記に該当する認定等を有しない＝0点</p> | | | | |

審 査 基 準

(文化遺産国際協力コンソーシアム事業)

I 審査方法

企画提案書に基づき、文化庁に設置された文化遺産保護国際貢献事業審査委員会において書類選考を実施する。また、必要に応じて面接選考を実施する。なお、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。文化遺産保護国際貢献事業審査委員会の各委員は、IVに示す評価項目ごとに、Vに示す評価基準に基づき点数化し、各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。5段階評価による評価項目については2点を最低平均評価点とし、これを下回るものは採択しない。なお、評価点に加え、審査委員からのコメントも踏まえることとする。

III 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の平均得点が最も高い者又は一定の条件を満たす者に決定する。

IV 評価項目

1. 事業実施主体に関する評価

- ①事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。特に、人員一人一人の役割が明確となっており、役割に応じた適当な資質を具備していること。
- ②調査等情報収集及び積極的な広報活動・情報発信を展開する上で適当な人員・組織体制となっていること。
- ③文化庁との連絡体制及びコンソーシアム内部での執行部との連絡体制が整っていること。
- ④事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有し、十分な業務管理能力を有するとともに、事業を適切に遂行するためのノウハウを有していること。
- ⑤関係機関と連絡調整を取り、事業を適切に実施することが可能であること。

2. 事業内容に関する評価

- ①提案内容が、本事業の趣旨・目的に沿ったものであり、かつ、実現性・妥当性があること。
- ②事業推進の方法、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ③コストが精査されており、提案内容に対して妥当な経費が示されていること。

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

V 評価基準

1. 評価項目の「1. 事業実施主体に関する評価」及び「2. 事業内容に関する評価」については以下の5段階評価にて採点を行う。

| | | |
|------------|----------|-------|
| 大変優れている＝5点 | 優れている＝4点 | 普通＝3点 |
| やや劣っている＝2点 | 劣っている＝1点 | |

2. 評価項目の「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.5点
- ・認定段階3＝2点
- ・プラチナえるぼし認定＝3点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.5点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1点
- ・トライくるみん認定＝1.5点
- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝1.5点
- ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝1.5点
- ・プラチナくるみん認定＝3点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝2点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

| 評価項目 | 点数 | 評価基準 | | | | |
|------|----|---|-------|----|---------|-------|
| | | 大変優れている | 優れている | 普通 | やや劣っている | 劣っている |
| 1-① | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 1-② | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 1-③ | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 1-④ | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 1-⑤ | 5 | 4 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 2-① | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 2-② | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 2-③ | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 3 | 3 | <p>以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。</p> <p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.5点 ・認定段階3＝2点 ・プラチナえるぼし認定＝3点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.5点 <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1点 ・トライくるみん認定＝1.5点 ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。）＝1.5点 ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝1.5点 ・プラチナくるみん認定＝3点 <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定＝2点 <p>○上記に該当する認定等を有しない＝0点</p> | | | | |

審 査 基 準

(無形文化遺産保護パートナーシッププログラム)

I 審査方法

企画提案書に基づき、文化庁に設置された文化遺産保護国際貢献事業審査委員会において書類選考を実施する。また、必要に応じて面接選考を実施する。なお、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。文化遺産保護国際貢献事業審査委員会の各委員は、IVに示す評価項目ごとに、Vに示す評価基準に基づき点数化し、各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。5段階評価による評価項目については2点を最低平均評価点とし、これを下回るものは採択しない。なお、評価点に加え、審査委員からのコメントも踏まえることとする。

III 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の平均得点が最も高い者又は一定の条件を満たす者に決定する。

IV 評価項目

1. 事業実施主体に関する評価

- ① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ② 事業実施に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。
- ③ 事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有し、十分な業務管理能力を有していること。
- ④ 仕様書に記す事業の実施に際して、関係機関と連絡調整を行い、事業を適切に実施することが可能であること。

2. 事業内容に関する評価

- ① 提案内容が、本事業の趣旨・目的に沿ったものであり、かつ、実現性・妥当性があること。
- ② 事業推進の方法、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ③ 事業の進捗及び成果を適宜文化庁に報告する事業計画となっていること。
- ④ コストが精査されており、提案内容に対して妥当な経費が示されていること。

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

V 評価基準

1. 評価項目の「1. 事業実施主体に関する評価」及び「2. 事業内容に関する評価」については以下の5段階評価にて採点を行う。

| | | |
|------------|----------|-------|
| 大変優れている＝5点 | 優れている＝4点 | 普通＝3点 |
| やや劣っている＝2点 | 劣っている＝1点 | |

2. 評価項目の「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.5点
- ・認定段階3＝2点
- ・プラチナえるぼし認定＝3点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.5点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1点
- ・トライくるみん認定＝1.5点
- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝1.5点
- ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝1.5点
- ・プラチナくるみん認定＝3点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝2点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

| 評価項目 | 点数 | 評価基準 | | | | |
|------|----|---|-------|----|---------|-------|
| | | 大変優れている | 優れている | 普通 | やや劣っている | 劣っている |
| 1-① | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 1-② | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 1-③ | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 1-④ | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 2-① | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 2-② | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 2-③ | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 2-④ | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 3 | 3 | <p>以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。</p> <p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.5点 ・認定段階3＝2点 ・プラチナえるぼし認定＝3点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.5点 <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1点 ・トライくるみん認定＝1.5点 ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。）＝1.5点 ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝1.5点 ・プラチナくるみん認定＝3点 <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定＝2点 <p>○上記に該当する認定等を有しない＝0点</p> | | | | |